

広報板の管理運営と利用基準

(目的)

第1条 島本町(以下「町」という。)が設置する広報板(以下「広報板」という。)は、町の各種の催しなどに関する情報を提供することや、地域での自治会などの公共的催しなどに関するポスタ-など(以下「掲示物」という。)を掲示することを目的とする。

(管理及び運営)

第2条 広報板の適正な管理運営は、島本町(以下「設置者」という。)が行う。

(1) 広報板の維持、補修等に関すること。

(2) 広報板の経常的な掲示物に関する事務連絡は、次に掲げる者に依頼する。

- ア 町の施設内に設置した広報板については、その施設を管理する者
イ 前号以外の場所に設置した広報板については、設置者が適任と認められた者

(設置基準)

第3条 広報板の設置は、原則として集会所、公園などの公共的な施設内に設置する。ただし、その他適当な設置場所として設置者が認めた場合は、それを管理する者の同意を得て設置することができる。

(掲示物の内容)

第4条 広報板に掲示できるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、営利目的、政治・布教活動に関する利用はできない。

(1) 町の催しなどに関するもの及び町が発行したもの

(2) 町の後援がある催しなどに関するもの

(3) 自治会がコミュニティづくりの一環として行う催しなどに関するもの及び公共及び公共的団体の催しなどに関するもの

(4) その他前各号に準じ、設置者が適当と認めたもの

(掲示期間)

第5条 掲示物の掲示期間は原則として1ヵ月以内とする。

(掲示及び撤去)

第6条 広報板への掲示物の掲示及び撤去は、以下により取り扱うものとする。

(1) 広報板に掲示する場合は、あらかじめその掲示物とともに申請書を設置者に提出し、許可を受けなければならない。ただし、第4条第1号第2号及び第3号に該当するものについては、この限りでない。

(2) 前号に規定する許可を受けた掲示物は、設置者の発行する許可シ

- ル（様式第1号）を貼付するものとする。
 - （3）広報板に掲示した掲示物の撤去は、掲示した者が責任を持って行わなければならない。
 - （4）第4条第1号第2号及び第3号に該当するものを除く無許可の掲示物及び前号の規定に従わないで放置されている掲示物の取り扱いについては設置者が決定する。
- （自治会との協力関係）
- 第7条 その他、広報板の管理、運営及び利用について、自治会長連絡協議会等と協議を行うことができる。

附 則

この基準は、平成5年6月1日から施行する。